

南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6年 3月 31日

南知多町長

石黒和彦

## 南知多町条例第20号

### 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南知多町国民健康保険税条例（昭和36年南知多町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。